

富士市インターンシップ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市（以下「市」という。）が行うインターンシップに関する基本的な事項について定める。

(目的)

第2条 インターンシップは、学生に行政事務の就業体験等の機会を提供することにより、将来の就業への意識を高めるとともに、市政に対する理解の促進を図ることを目的として行う。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、大学院、大学、短期大学等（以下「大学等」という。）の学生とする。

(申込方法)

第4条 学生は「富士市インターンシップ申込書兼履歴書」（様式第1号）及び「富士市インターンシップ参加依頼書」（様式第2号）を、市が指定する期日までに専用の電子申請フォームから提出する。

(受入調整及び受入決定の通知)

第5条 市は、前条に規定する申込について、受入調整及び選考を行い、受入可否について大学等に通知する。受入をする学生については、「富士市インターンシップ受入仮決定通知書」（様式第3号）により行う。

2 前項の規定による通知を受けた大学等は、「富士市インターンシップ参加承認書」（様式第4号）（以下「承認書」という。）を市に提出する。

3 市は、前項の規定による承認書の提出があった場合は、「富士市インターンシップ受入決定通知書」（様式第5号）により、大学等に受入決定の通知を行う。

(実習期間)

第6条 インターンシップの実習期間は、原則として3日間を上限とする。

(実習生の身分)

第7条 実習生は、実習期間中、大学等における学生等の身分を有し、市職員としての身分を有さない。

(報酬等)

第8条 市は、実習生に対し、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

(実習生の服務)

第9条 実習中の服務は、次のとおりとする。

(1) 実習生は、実習に関して市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

(2) 実習生は、市職員が遵守すべき法令及び規則等に従わなければならない。

- (3) 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- (4) 実習生は、実習中に知り得た秘密を第三者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。
- 実習終了後においても同様とする。

（事故災害時の対応）

第10条 大学等又は実習生は、実習中の事故等に備えて「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険」の両方又はこれに類する災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、保険の加入に当たり生じる保険料は、大学等又は実習生が負担するものとする。

2 実習中における事故等により実習生が傷害を負った場合は、前項における実習生が加入する保険により補償するものとする。

3 実習生が、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理するとともに、必要な補償は同条第1項に規定する実習生が加入する保険により補償するものとする。

4 実習生が、第三者に対して与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

（誓約書）

第11条 実習生は、実習開始前までに、第9条及び前条の規定を遵守することを誓約する「誓約書」（様式第6号）を市へ提出する。

（実習の中止）

第12条 市は、実習生がこの実施要領に違反する行為を行った場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を中止することができる。

2 前項の規定により実習を中止する場合、市は大学等にその旨を通知する。

（その他の事項）

第13条 この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項は、市と大学等が協議して決定するものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和6年4月1日から施行する

富士市インターンシップ申込書兼履歴書

作成日 年 月 日

フリガナ				性別※任意	生 年 月 日			写 真 ・申込前 3 か月以内に撮影したもの ・脱帽、上半身、正面向 ・縦 4：横 3 ・本人と確認できるもの
氏 名					平成・令和 年 月 日生 (現在 満 歳)			
現 住 所		〒						
携帯電話番号		— —		自宅電話番号		— —		
メールアドレス		※市から直接連絡する場合がありますので、あらかじめご了承ください。						
学 歴	学 校 名		学 部・学 科 名		在 学 期 間			修 学 区 分
	高 校				H・R 年 月 から H・R 年 月 まで			卒業 在学 (学年)
	大 学				H・R 年 月 から H・R 年 月 まで			卒業 在学 (学年)
	他				H・R 年 月 から H・R 年 月 まで			卒業 在学 (学年)
緊急連絡先		氏名		続柄		住所	〒	
		電話番号	— —					
志望動機								
将来の進路や就職について、現在考えていること								
体験を希望する所属								
第 1 希望		課・部		理由 ()				
第 2 希望		課・部		理由 ()				
第 3 希望		課・部		理由 ()				
体験したいことや学びたいこと等を具体的に記載してください。								

様式第2号

年 月 日

(宛先) 富士市長

大 学 名
担 当 者
電話番号

富士市インターンシップ参加依頼書

本学に在籍する以下の学生について、富士市インターンシップへの参加希望がありましたので、「富士市インターンシップ申込書兼履歴書（様式第1号）」と併せて送付します。

【学生】

希望学生氏名	
学年	
学部・学科	

【問い合わせ先】

担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第3号

第 号
年 月 日

様

富士市長

富士市インターンシップ受入仮決定通知書

年 月 日付で依頼のあった富士市インターンシップの受入申請について、受入の仮決定をしたので通知します。

記

実習生氏名	学部等	期間

富士市インターンシップ参加承認書

年 月 日

(宛先) 富士市長

(大学名)

(氏名)



富士市インターンシップ事業実施要領の遵守規定について同意するとともに、下記の学生を富士市インターンシップ実習生として参加させることを承認します。

記

学校名 (学部・学科・学年)	
学生氏名 (フリガナ)	
加入する保険	☐ 災害傷害保険 () ☐ 賠償責任保険 ()
※インターンシップ 御担当者名	
※学校の所在地	
※電話番号	
※メールアドレス	

- ・印は必ず公印を使用してください。
- ・発信者は、原則として理事長や学長等、学校の代表者とします。
- ・発信者は、学部長、キャリアセンター長等の職にある方に代行いただくことも可能です。
ただし、代表者から富士市インターンシップの申込について委任を受け、この実習における責任者となる場合に限りま。

※「御担当者名」「所在地」「電話番号」「メールアドレス」は、実際に申込手続の窓口となる担当の方について記載してください。

第 号
年 月 日

様

富士市長

富士市インターンシップ受入決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富士市インターンシップ事業への貴校学生の受入について、下記のとおり、実習生として受け入れることを決定したので通知します。

記

実習生氏名・期間・受入所属

実習生氏名	学部等	期間	受入所属

誓 約 書

私は、富士市においてインターンシップを行うに当たり、「富士市インターンシップ事業実施要領」に基づき、以下の事項について誓約します。

- 1 私は、市職員の指示に従い、インターンシップ期間中は実習に専念し、市職員が遵守すべき法令及び規則等に従います。
- 2 私は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為は行いません。
- 3 私は、インターンシップ期間中に知り得た秘密をインターンシップ期間中及び終了後においても漏らしません。
- 4 私は、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究災害障害保険付帯賠償責任保険」の両方又はこれに類する傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故等により傷害を負った場合及び富士市又は第三者に対して損害を与えた場合については、自らの責任において対応します。

年 月 日

富士市長 様

インターンシップ生

【学校名】

【住所】

(自署)

【氏名】